

協議事項 1

文書非開示処分取消請求事件について

平成20年10月16日
小 中 学 校 課

平成20年8月20日に市民オンブズ鳥取から「文科省実施の平成19年度全国学力・学習状況調査のうち市町村別・学校別のデータ」の開示請求があり、9月2日に公文書非開示決定通知を行いました。平成20年10月2日付けで「文書非開示処分取消請求事件」として鳥取地方裁判所に訴状が提出されました。

については、別紙のとおり、処理方針としてよろしいか協議願います。

なお、訴状等関係文書は別添のとおりです。

文書非開示処分取消請求事件に対する処理方針（案）

（H19全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別データ）

平成20年10月16日

小 中 学 校 課

1 経 緯

平成20年 8月20日 市民オンブズ鳥取が県に公文書の開示を請求
（県教育委員会は8月22日に受理）
9月 2日 県教育委員会が公文書の非開示を決定
10月 2日 市民オンブズ鳥取が鳥取地方裁判所に訴状を提出
7日 鳥取地方裁判所から県教育委員会に訴状が送達

2 訴えの概要

○全国学力調査のような悉皆調査は、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法16条1項）に該当する違法の疑いが強い

○2008年以降の全国学力調査を2007年と同様の悉皆調査で実施することは誤りであり、調査対象とする学校及び児童生徒を抽出するサンプル調査とするなど、各方面から指摘されている問題が解消されるような方法に改めることが必要

以上の諸点はさておき、

○本件非開示は県条例に違反しているので、本件情報は公開されるべき

- ・（非開示とする情報を規定している）県条例9条2項各号の解釈は厳格でなければならず、「県民の知る権利」や「公文書の開示を求める権利」を侵害したり、「県の諸活動を県民に説明する責任」を果たさなかったり、「県民参加による開かれた公正な県政の推進」に反するようなことがあってはならない

○行政が法の支配により、法に基づいて行われる以上、県教委が県条例を遵守すべきは当然であり、県教委の恣意によって法令の不遵守がなされてはならない

○本件の非開示処分が違法であることは明らかであり、違法行為の是正を求めるため、また情報公開制度がより前進していくことを目指して、本訴訟を提起

3 処理方針（案）

基本的には、非開示処分を行った理由を整理して主張することとするが、新たな主張の必要性も含め、今後の対応については、弁護士と協議して決定する。

4 訴訟代理人（予定）

弁護士 駒井重忠（菜の花総合法律相談事務所）

5 今後の予定

平成20年11月 7日 答弁書提出期限
14日 口頭弁論期日（午前10時～）